

医療情報システム管理規程

(目的)

第1条 この規程は、医療法人真鶴会小倉第一病院(以下「当院」という。)における、医療情報システム(以下「システム」という。)の安全かつ合理的な運用・管理を図るために必要な事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 システムの利用にあたっては、個人情報保法、刑法134条秘密漏示および各専門職種で定められている秘密漏示を遵守するほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第3条 本規程の対象とするシステムは、透析情報システム、医事会計システム、情報共有システムのことをいう。

2 システムは、次の各号に掲げる基本原則に則り運用する。

- (1) 保存義務のある情報の電子媒体による保存については、情報の真正性、見読性、保存性を確保する。
- (2) システムの利用にあたっては、守秘義務を遵守し、患者個人の情報を保護する。
- (3) システムへのコンピュータ・ウィルスの進入及び外部からの不正アクセスに対しては、必要な対策を直ちに講じる。

(システムの管理体制)

第4条 システムの管理者(以下「システム管理者」という。)を置き、理事長あるいは病院長が指名した者を充てる。

- 2 病院長は、システムを円滑に運用するため、システムに関する運用を担当する責任者(以下「運用責任者」という。)を置く。
- 3 システムに関する取扱い及び管理に関し必要な事項の審議は、診療情報管理委員会(以下、委員会と略す)で行う。
- 4 委員会に関する事項は別に定める。

(システム管理者)

第5条 システム管理者は、システムの管理・運営を統括し、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) システムに用いる機器及びソフトウェアを導入又は更新する場合は、当該機器及びソフトウェアの機能が本規程に適合することを確認すること。
- (2) システムの機能が支障なく運用される環境を整備すること。
- (3) 保存義務のある情報として電子保存された情報の安全性を確保し、常に利用可能な状態に置くこと。
- (4) 機器やソフトウェアが更新された場合においても、情報が継続的に利用できるように維持すること。
- (5) システム利用者の登録を管理し、そのアクセス権限を規定するとともに、不正な利用を防止すること。

(運用責任者)

第6条 運用責任者は、次の各号に掲げる任務を行う。

- (1) システムを安全で合理的に運用し、運用上に問題が生じた場合は、速やかにシステム管理者に報告する。
- (2) 利用マニュアル及び仕様書等を整備し、必要に応じて速やかに利用できるよう各部門に周知する。
- (3) システムの有効活用を図り、機器の配置及び利用について決定する。
- (4) 利用者に対して、システムの安全な運用に必要な知識及び技能を研修する。
- (5) システムと外部システムとのデータの連携に関して、システム管理者の承認を得る。
- (6) 許可を得て謄写された電子媒体は、漏洩等を防ぐために破壊する。

(利用者の定義と責務)

第7条 システムを利用できる者は、次のいずれかに掲げる者で、システム管理者が利用を許可した者とする。

- (1) 本院の職員で診療、事務等の業務に従事する者
- (2) 本院の業務の委託を受けた者
- (3) その他病院長が必要と認めた者

2 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 参照した情報を目的外に利用しないこと。
- (2) 患者のプライバシーを侵害しないこと。
- (3) システムの異常を発見した場合は、速やかに運用責任者に報告し、その指示に従うこと。
- (4) データを許可なく、院外へ持ち出さないこと。
- (5) データを許可なく、電子媒体等に謄写しないこと。許可を得て謄写した場合は、利用後に運用責任者へ電子媒体等を提出すること。
- (6) 不正利用を発見した場合、又は電子媒体を盗難・紛失した場合、速やかに運用責任者に報告し、その指示に従うこと。

(主要機器の管理)

第8条 システム管理者は、システムに係る主要機器を関係者以外が機器に接しないようにする。

2 各システムを設置している部屋の出入り口は不在時には施錠する。

3 運用責任者は、設置機器を定期的に点検する。

(システムの監査)

第9条 システムの運用が安全かつ合理的に行われているかを監査する必要がある場合、システム管理者が監査責任者を指名し、監査を依頼することができる。

2 監査責任者は、監査結果をシステム管理者に報告し、問題解決の改善策を提案するように努める。

3 監査の結果、問題があった場合には、委員会の審議を経て別途管理者が定める。

(雑 則)

第10条 本規程に定めるもののほか、システムの運用管理に関し必要な事項は、委員会の審議を経て、システム管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。